

犯罪に起因する身体損害の特定の被害者への補償に係る
1977年1月3日の法律第77-5号(1)
(仮訳)

(以下原文 77-78 頁)

国民議会（下院）および元老院（上院）での可決を受け、
共和国大統領は以下の内容の法律を公布する。

第1条 - 刑事訴訟法典第IV巻第VIII編の後に、以下の通り第XIV章を挿入する。

第XIV章

身体損害の特定の被害者に認められる補償争訟

第706-3条 - 故意か過失かを問わず、犯罪の事実的性格を呈する行為に起因する損害を被った人はすべて、以下の条件がすべて満たされる場合、国から補償金の支給を受けることができる。

その1。かかる犯罪行為が、被害者の死亡、永続的労働不能、または1か月以上の完全労働不能につながる身体損害を引き起こした場合。

その2。収入の喪失もしくは減少、費用負担の増加、または就労不能という損害を被った場合。

[脚注]

法律第77-5号 立法準備作業(1)

元老院：

政府提出法案第277号（1975年から1976年）

法律委員会代表エドガー・テラド（Edgar Tailhades）氏の報告第312号（1975年から1976年）

審議および可決、1976年6月2日

国民議会：

元老院により可決された政府提出法案（第2353号）

法律委員会代表ジェルベ（Gerbet）氏による報告（第2623号）

審議および可決、1976年11月25日

元老院：

国民議会により修正された政府提出法案第83号（1976年から1977年）

法律委員会代表エドガー・テラド氏の報告第116号（1976年から1977年）

審議および可決、1976年12月15日

国民議会：

元老院で修正後に可決された政府提出法案（第2704号）

法律委員会代表ジェルベ氏の報告（第2717号）

審議および可決 1976年12月17日

国民議会：

両院合同同数委員会代表ジェルベ氏の報告（第2728号）

審議および可決、1976年12月20日

元老院：

両院合同同数委員会代表テラド氏による報告第190号（1976年から1977年）

審議および可決、1976年12月20日

その3。被害者が、いかなる名目であれ、実際的かつ十分な補償が得られず、そのため金銭的に深刻な状況に陥っている場合。

ただし、犯罪が行われた際の被害者の行動または犯罪行為者と被害者との関係を理由として、補償金は拒否または減額される場合がある。

第706-4条 - 補償金は、各控訴院の管轄区域内に設置される委員会によって支給を認められる。同委員会は民事裁判機関としての性格を有し、第1審かつ終審として決定を下す。

同委員会における訴訟手続については國務院の議を経たデクレにより定める。

同委員会は、控訴院院長が毎年任命する3名の控訴院裁判官により構成される。検察官の職務には検事局が就く。

第706-5条 - 補償請求は、犯罪の行われた日から1年以内に提出されなければ訴権が失効する。刑事訴追が行われた場合、かかる期限は延長され、公訴に対する最終判決が裁判機関によって下されてから1年後までとなる。ただし、申請

者が正当な理由を証明できる場合、委員会は申請者を訴権の喪失から回復させる。

第706-6条 - 委員会は、あらゆる有用な聴取および捜査を行うまたは行わせることができる。特に、犯罪を確認した調書および進行中のものも含む刑事訴訟に係るあらゆる書類の開示を受けることができる。また、あらゆる人または行政機関に対し、職業上の守秘義務を申し立てられることなく、犯罪行為による損害の責任を負うべき人物、または申請者の職業、財政、納税、または社会的な状況に関する情報の開示を請求できる。かくして集められた情報は、補償金請求の事前手続にのみ利用されるものとし、その漏洩は禁じられる。
請求の事前手続中に、申請者に対して仮払金の支給が認められる場合がある。

第706-7条 - 刑事訴追が行われた場合、委員会の決定は公訴に対する判決より前に下される可能性がある。
委員会は、第706-3条最終パラグラフに該当する場合、刑事裁判機関の最終的判決が下されるまで決定を延期することができる。また、同様の条件下で、被害者の請求があった場合には決定を延期しなければならない。
審理および決定は評議部で行われる。

第706-8条 - 民事裁判機関が、委員会が認めた補償金よりも高額な損害賠償の支給を決定した場合、被害者は第706-8条に記載の限度額以内で補償金の補足を請求できる。この場合、被害者は民事裁判の判決が確定してから1年以内に請求を提出しなければならない。

第706-9条 - 委員会により支給が認められた補償金は国が負担し、刑事裁判費用として支払われる。その金額は、毎年デクレが定める上限額を超えてはならない。

第706-10条 - 被害者が、補償金の支払い以降に、いかなる名目であれ、自らの被った損害に対する給付または補償金を受給する場合、国は補償金を認めた委員会に対して、補償金の全額または一部の償還を命じるよう求めることができる。

第706-11条 - 国は被害者の権利の代理者として、犯罪に起因する損害に責任を負う者から、支払った補償金の払い戻しを受ける。ただし、当該人物の負担とされた補償額を上限とする。
国は刑事裁判機関への私訴の申立てによりかかる請求を行うことができる。また、控訴院での初審についても同様である。

第706-12条 - 被害者もしくはその権利者が刑事裁判機関に私訴を申し立てる、または損害に責任を負う人物に対する訴訟を起こす場合、訴訟手続がいかなる状況にあっても、第706-4条により設置された委員会への提訴を行ったか否か、および該当する場合
には同委員会により補償金の受給を認められたか否かを明らかにしなければならない。
上記を明らかにしなかった場合には、あらゆる関係者が、民事規定に関する判決の無効を、当該判決が確定した日から2年間請求することができる。

第706-13条 - 外国で行われ、フランスの裁判機関の管轄に属する犯罪の場合、本編の規定は被害者がフランス国籍である限りにおいて適用される。

第2条 - 本法律の適用条件は国務院の議を経たデクレにより定め、本法律はその公布から2か月後に発効する。

第706-5条が定める訴権の喪失は、1976年1月1日以降に生じた行為に起因する損害に関して申し立てることはできない。ただし、委員会に対する請求が本法律の発効から6か月以内に提出されることを条件とする。

本法律は国家法として施行される。

パリにて作成、1977年1月3日

共和国大統領バレーリー・ジスカルデスタン

首相レイモン・バル

国務大臣、国璽尚書、司法大臣オリビエ・ギシャール (Olivier Guichard)

首相補佐、経済・財政担当大臣ミシェル・デュラフル (Michel Durafour)